

第7号議案

春日市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年2月22日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

春日市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。